令和7年7月　坂井市農業委員会　　定例総会議事録

1. 開催日時　　令和7年7月25日（金）　午後2時30分～

2. 開催場所　　坂井市役所　多目的棟3階大ホール

3. 出席委員　　25名（番号は議席番号）

1番　岡村　素子	2番　清兼　義靖	3番　坪田　信次
4番　塚谷　英則	5番　木村　公明	6番　吉田　清憲
7番　水野　陽一	8番　牧野　典代	9番　大嶋　裕一
10番　本田　雄揮	11番　髙嶋　俊輔	12番　髙橋　正晃
13番　長谷川　喜道	14番　田中　愼一郎	15番　宮田　啓一
16番　中垣内　勇夫	17番　岡　直毅	18番　寺嶋　太寿男
19番　月岡　透	20番　西　美佐	21番　竹内　ゆかり
22番　宮嵜　美惠子	23番　大川　勝利	24番　田中　正信
25番　三寺　總左ヱ門		

4. 欠席委員　　0名

5. 出席者

（農業委員会事務局）

局長　中田　誠　　次長　森田　康博

書記　村本　竜也　　書記　茶谷　倫代

（農業振興課）

主事　大島　優紀

6. 提出議案

議案第17号　　農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第18号　　農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第19号　　現況証明願について

議案第20号　　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について

議案第21号　　裁判所への過料事件通知について

7. 議事録署名人

2番　清兼　義靖　　3番　坪田　信次

事務局長	令和７年７月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。 只今の出席委員数は２５名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、三寺会長がご挨拶申し上げます。
三寺会長	＜会長挨拶＞
事務局長	それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第５条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、三寺会長にお願いいたします。
議　長	はじめに、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に２番清兼義靖委員、３番坪田信次委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第１７号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第１７号は許可することに決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第１７号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。 次に、議案第１８号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。 現地確認の報告をお願いいたします。
委　員	＜委員報告＞

議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号１９番、２０番を、14 番田中愼一郎委員お願いいたします。
田中愼委員	14 番田中でございます。先ほど現地確認委員からご報告があったように、この辺は住宅地域になっているので問題ないというふうに思いますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。
議　長	続きまして、整理番号２１番、２２番、２３番、２４番を、6 番吉田委員お願いいたします。
吉田委員	6 番吉田です。整理番号２１番は、宅地造成１区画ということで、これは所在は八ツ口になっているんですけど、八ツ口の飛び地ということで、行政区は共栄地区ということになっていますので問題ないと思います。それから整理番号２２番ですけど、これは〇〇が障がい者の施設ということで、これも３年前に許可申請の許可をもらっていると思います。それで、来られた人にちょっと話をしたら、3 年前に許可をもらっているということで、別に問題はないと思います。それから整理番号２３番、２４番は、これは同じ敷地内のところで、息子さんの家を建てるということで、別に問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	続きまして、整理番号２５番、２６番を、15 番宮田委員お願いいたします。
宮田委員	15 番宮田です。整理番号２５番、図面番号７番、周りは住宅地、あるいは集落センターということで、問題はないと思います。それから整理番号２６番、これは縦貫道路沿いということで、北側は田、南側は道路、それから西側は大きい排水路がありますけれども、一応問題はないかと思います。
議　長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようでございますので、お諮りしたいと思います。議案第１８号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第１８号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第１９号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。 現地確認の報告をお願いいたします。

委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号９番、１２番を、2番清兼委員お願いいたします。
清兼委員	2番清兼です。現地確認委員の言われたとおり、９番に関してはもう農舎が建っており、年数も大分たっているので、非農地であります。整理番号１２番、これも昭和３０年ごろ、航空写真見てもらうと分かるとおり、作業小屋といいますか、住宅みたいな、もう空き家みたいな、何十年も住んでいないような建物が建っておりまして、もう明らかに農地ではありません。審議のほどよろしくお願いします。
議　長	続きまして、整理番号１０番を、6番吉田委員お願いいたします。
吉田委員	6番吉田です。整理番号１０番ですけれども、これは先ほども、家を新築するということで、ついでに地目変更するという申請が出ておりましたので、よろしくお願いいたします。
議　長	続きまして、整理番号１１番を、3番坪田委員お願いいたします。
坪田委員	3番坪田です。整理番号１１番、西長田の畑なんですけれども、実際は住宅が建っておりまして、畑としては全然利用価値がない状態になっております。また、家も昭和５５年６月ということで、もう４５年近くたっておりまして、今の現状ではやはり住宅という考え方になってしまうのかなと思っております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議　長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りをいたします。議案第１９号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第１９号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第２０号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	＜農業振興課説明＞
議　長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようでございますので、それではお諮りをいたします。議案第２０号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第２０号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第２１号「裁判所への過料事件通知について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
寺嶋委員	18 番の寺嶋です。所在地、坂井市三国町〇〇ということで、私の地元ですが、まずこの裁判所への過料事件通知に至った経緯というのは、確かにこういった文書、電話、その他でいろいろ出せ、出せと言っていると思うのですが、提出に至らないということで裁判所の方へ出すということの確認と。私長年やって、こういったことって今までなかった、初めてのような気がするので、その辺ちょっと教えていただければ。
事務局長	ご質問ありがとうございます。実はこの農地法ですね、報告書を提出しなかったら過料に処すという規定はもうずっと昔からありました。ただ、実際実務上、国からどういうふうに事務をしなさいということは全く示されておりませんで、実際それが適用されることもなかったと思います。去年の１２月に、国の方からこの報告書を提出していない場合の手続きが具体的に示されました。その国から手続きが示されるのと同時に、今これ実は令和４年の報告書が提出されていないということについて対象とするのですが、国の方から提出していない法人はあるかという調査がありまして、その間何回も通知したり電話したりしているのですが、もうずっと提出されないということで、北陸農政局とも話をしているんですけれども、もうこのような状態なので速やかに過料事件の手続きに入りなさいというご指導も受けておりますので、今回議案として提出させていただいて、裁判所に通知すると。裁判所に通知した後は、先ほど説明でも申し上げましたが、裁判所の方で具体的に決定すると。法律上３０万円以下ということなので、実際３０万なのか１０万なのか２０万なのかは分かりませんが、３カ月程度で決定が下るだろうということになります。実際お金を徴収するのも検察が行います。そのお金は坂井市に入るのではなくて国に入ると。あくまで国の法律に基づいた手続きになりますので、そのような流れになります。今回、国から具体的な手続きが示されたことに伴い、初めてこのようなケースが発生したということでございます。
寺嶋委員	ありがとうございます。議案で出されて今からどうするかと、議決されるのですが、運営委員会の中でも話が出たのかもしれませんが、現状として

	まずこの所在地には何もないですよね、現在。更地です。本人どこにいるのか私も知らないですけど。それから、いろんな問題も起こっています。それはちょっとこの場では言いませんが、いろんなこともありますし、あと、ちょっと厳しい言い方すると、地元の人の中には、そんなもう認定農業者外せないのとか、そういった意見もあります。それは農業委員会としてできるかどうか分からないですけど、そんな厳しい言葉もあるというのはちょっと言っておきたいなと思って。以上です。
事務局長	ありがとうございます。実は本日この議案を提出する前に、令和４年の７月からずっと報告書を出してくださいという通知はもう何回となくしておりました。今寺嶋委員さんおっしゃったように、現場も二、三回私ら行きました。実際、びっくりしたんですけど、今年４月、事業所があるとされているところは更地になっていました。しかしながら郵便物は届いているという状況です。転送をかけているのかなと思うんですけど、私たちもしっかり送ったということが分かるように簡易書留でも送りました。それで、実際受け取っているということで郵便局からは聞いております。そのように、何回も訪問したり、池上の圃場周辺でいろいろ聞き取りとかもしたのですが、ちょっと所在が分からないと。貸してらっしゃる方にも文書通じてお話伺ったりもしたのですが、連絡もつかないという状況でした。当然、この法人がなくなっていればこのような手続きはすることはないのですけれども、実際、まだ登記上も存在しているということなので、こちら農政局とも話しているのですが、そのようなケースはちゃんとしっかり手続きをとってくれというふうに言われていましたので、手続きをさせていただくと。ペナルティに関してなんですけど、農地法に関してはもうこの６８条の規定で過料を処すということがありますので、一応法的なペナルティとしてはこちら、今回の手続きでとらせていただくと。認定農業者の件につきましては、またちょっと農業振興課とも、こういうことがあったということは情報共有させていただいて、実際取り消しができるのかどうかというのはちょっと今私お答えはできないんですが、しっかり情報共有していきたいと考えています。
議　長	ほかにご意見ございませんでしょうか。
田中慎委員	14 番田中です。今の〇〇の会社に対して、書類とかその辺は送っているんですけれども、現状貸している人たちは、そこに対しては踏み込めないんですね、立場上。契約しているのですから。こういうときって、自分の土地だけど貸している人いないで、誰が管理人になるのですかということがちょっと分からないのですけど。この場合、どういう位置づけで貸し手と借りている人が今不在になっているので、そういうことに対して農地が日がたてばたつほど荒れてくるんですよね。その間、行政としてはどういうふうに動かれるのかなと思っているのですけど。一番気になるのは、貸しているところの、自分がやっているところに迷惑がかかるのが一番気になるんですけどね。貸しているところはその契約をしているんですから、

	その隣が、まともにやっている人たちが荒地になってくることに対して、どうされるのかなというのが気になっているんですけど。
事務局長	ありがとうございます。先ほど現場に何回か行っているというふうに申し上げたのですが、実際連絡はつかない状況なんですが、これハウスなんですけど、そこまで荒れているかというと、現状そんなに荒れてないと。もうずっとほったらかしているような状況ではなかったんです。地権者の方も連絡とれないということで、私たちも困ってしまっている状況なんですけれども、今後どういった対応が可能かということは、相対での貸し借りではあるんですけど、こういうケースがある場合どうすればいいかというのは、また県ですとか国の方に問合せしまして、対応をしなければいけないかなというふうに考えています。また、今後どういった動きがあるか分からないんですが、経過についてはご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
議　長	これ過料というのは坂井市は全く関係ないということですね。
事務局長	先ほどの資料の方に、用語説明ということで下の方に書かせていただいているんですけど、まずこの過料は坂井市に入るわけではなくて、国に入ります。いわゆる警察は関係ないやつです。刑法ですと警察が捜査して逮捕なりして検察に送って裁判になるということなんですけど、こちら過料というのは刑法が適用されない行政罰で、警察は関係ないと。行政において処理すると。最終的には裁判所が決定するんですけど、お金も国に入ると。もし過料に処せられたとしても、いわゆる前科にはならない、行政罰というものになります。
議　長	ほかにご意見ございませんでしょうか。無いようでございますので、それではお諮りをいたします。議案第２１号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第２１号「裁判所への過料事件通知について」は、原案のとおり承認いたしました。 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。 （午後３時２３分　議事終了）